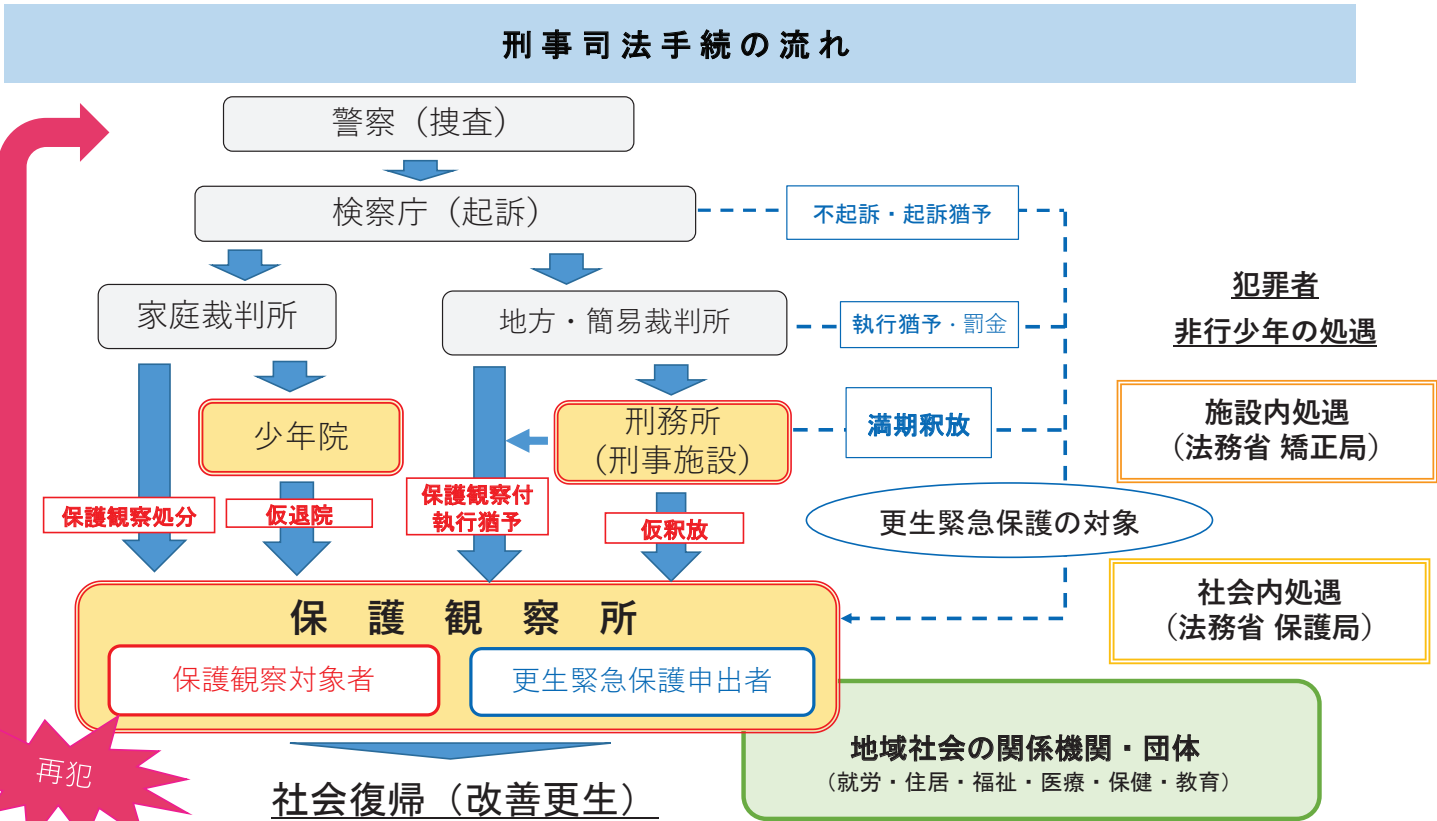


法務省の取組 刑務所出所者等の居住支援について

法務省 保護局 更生保護振興課
地域連携・社会復帰支援室長 西村 朋子



保護観察対象者・更生緊急保護の対象者

◆ 保護観察対象者（保護観察所の指導を受けなければならない人）

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判で刑の全部又は一部の執行を猶予されて保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

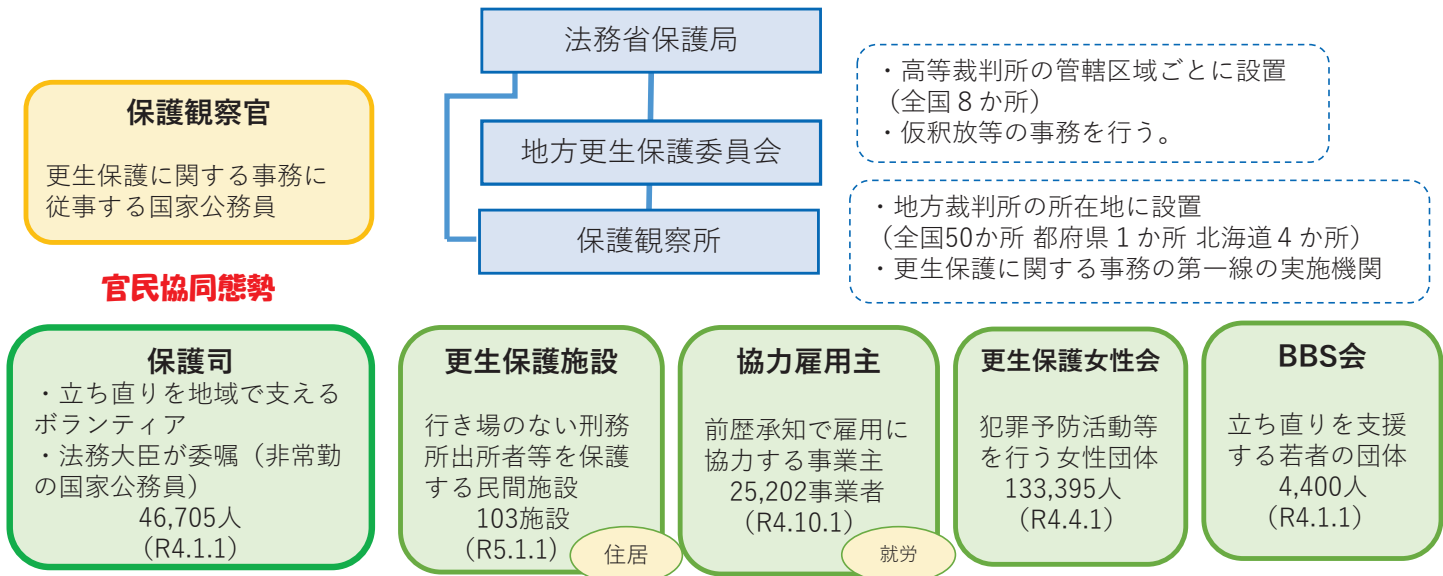
◆ 更生緊急保護対象者（保護観察所の支援を受けることができる人）

更生緊急保護の対象者	期 間
次の①から③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉機関等からの保護が受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能

※ 令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、併せて更生保護法の一部改正が成立。改正更生保護法の施行は、令和5年中に予定。

更生保護の実施体制

更生保護とは、**犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会の中で支え**、その再犯を防止し、安心・安全な地域社会を作る。



更生保護を支える民間ボランティア・団体

保護観察の方法

保護観察対象者の改善更生を図ることを目的とし、指導監督及び補導援護を行うことにより、実施する。
(更生保護法第49条)

指導監督

- ・面接その他の適当な方法により保護観察対象者との接触を保ち、生活状況を把握する。
- ・「遵守事項（約束事）」を守って、生活・行動するよう必要な指示や措置をとる。
- ・特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施する。

※ 保護観察対象者には、保護観察期間中、遵守事項を守る義務が課される。

補導援護

- ・適切な住居等が得られるよう援助する。
- ・医療や療養、就職、教養訓練を得られるように援助する。
- ・生活環境の改善や調整を行う。
- ・社会生活に適応させるための生活指導（SST等）を行う。

保護観察官

保護司



官民協働態勢

更生緊急保護について

概要

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者
- 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など

※本人からの申出が必要

措置内容

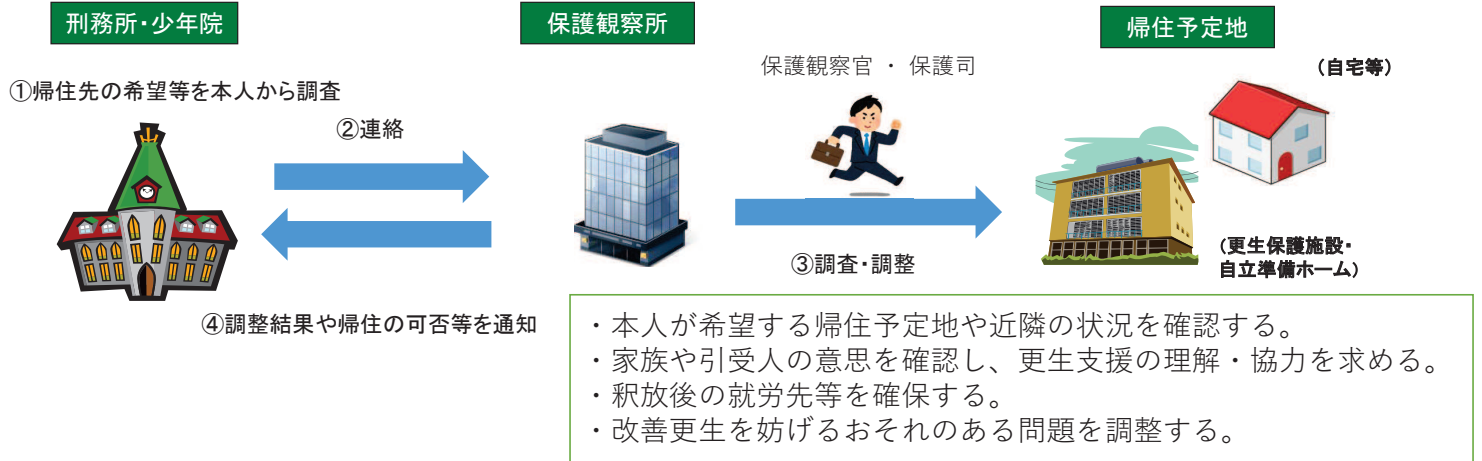
- 宿泊場所の供与(更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託)
- 金品の給貸与(食事・衣料の給与等)
- 宿泊場所への帰宅援助(旅費給与)など

※ 改善更生のために必要かつ相当な限度

生活環境の調整

刑の執行のため刑事施設に収容されている者、保護処分執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先、その他の生活環境の調整を行うものとする。

(更生保護法第82条・抜粋)



刑務所出所者等の居住支援

更生保護施設



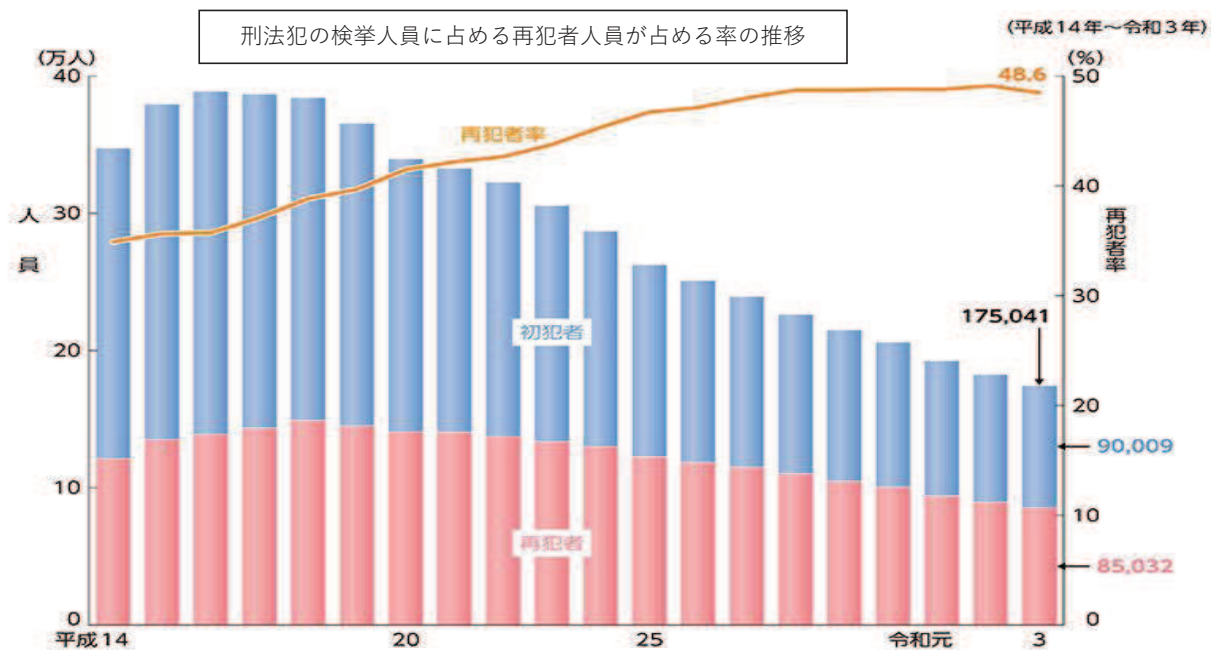
自立準備ホーム

- ・ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設（男性施設88・女性施設7・男女施設8）が運営されている。
（令和5年1月1日現在：収容定員総計2,416人）
- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えたり、福祉サービス等の利用が調整できるまでの数か月間（1人当たりの平均在所期間は79.6日/令和3年度）収容保護し、専門の職員が24時間365日体制で自立に向けた生活指導等を実施する。
- ・ 法務省の認可施設（民間施設）で、委託費を支給する。

- ・ 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始。
- ・ あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を宿泊場所として活用するもの。 ⇒ 宿泊場所のことを「自立準備ホーム」と呼ぶ。
- ・ 保護観察所からの委託により、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供（食事の提供も可能）する。
- ・ 全国で473事業者が登録（R4.4.1現在）。
- ・ 保護の期間は更生保護施設に準じる。
（1人当たりの平均在所期間は69.3日/令和3年度）

ただし・・・いずれも「一時的」な居住支援

なぜ、刑務所出所者等の居住支援が必要なのか

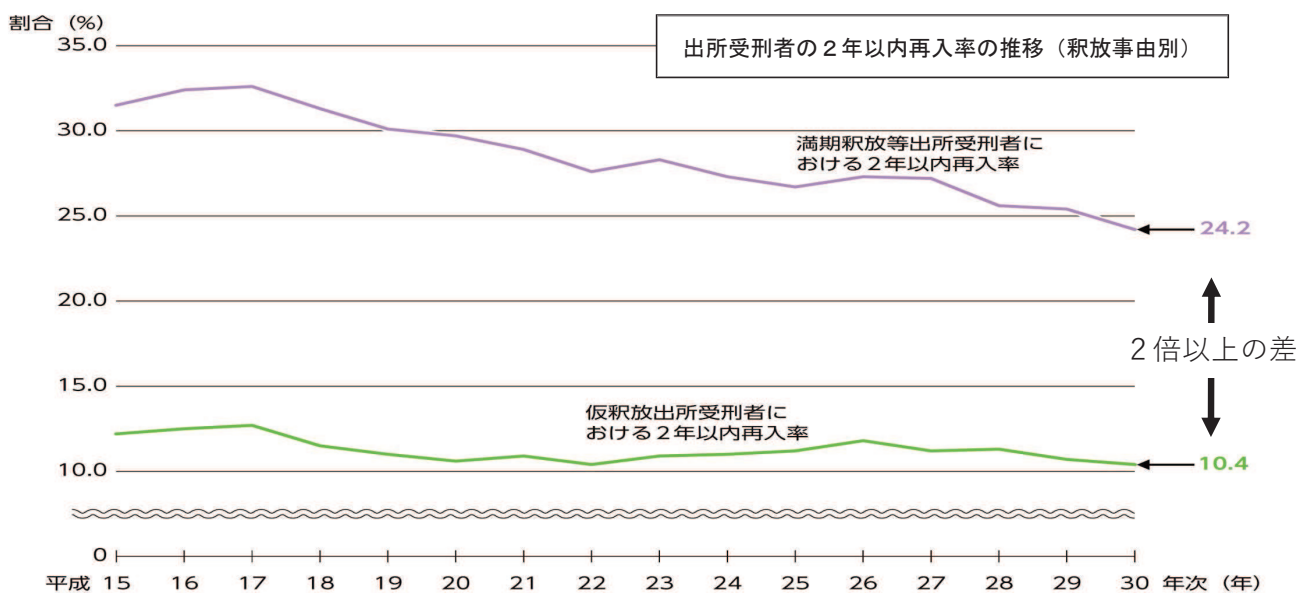


刑法犯検挙人員の約半数が再犯者

(令和4年度版犯罪白書)

満期釈放者の再犯率は仮釈放者と比較して高い現状

※「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再び刑務所に入所した人員の比率のこと。

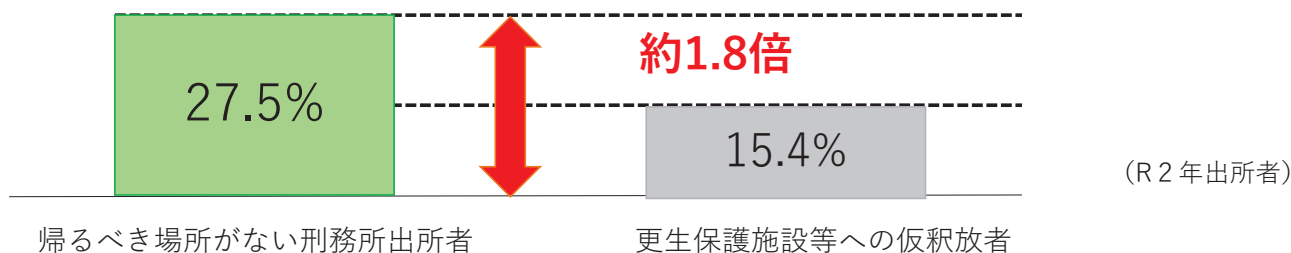


仮釈放者 = 刑期満了の前に仮に釈放された人
残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者 = 刑の執行が終わった人
更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。

帰るべき場所がない刑務所出所者の2年以内再入率は、
更生保護施設等の適切な住まいを確保して仮釈放となった者の約1.8倍

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率



- ・更生保護施設等は、一時的な住居であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保するなどして、退所していくことが求められる。
- ・更生保護施設等に入所した出所者等は、頼ることができる親族等がないことから、自立先（施設退所後の住居）を確保するに当たって様々な困難が生じやすい。
- ・居所（住まい）不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。

再犯防止に向けた取組 再犯防止推進法と再犯防止推進計画

再犯防止の推進に関する法律（平成28年12月施行）

- ・再犯の防止等に関する施策について、基本的理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの。

※ 住居の確保等（第15条）

再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- ・再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策での基本事項を定めたもの。
- ・計画期間は平成30年度から令和4年度までの5年間。
- ・住居の確保等の具体的施策として「**地域社会における定住先の確保**」に取り組む。

再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月犯罪対策閣僚会議決定）

- ・満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化の促進、民間協力者の活動の促進
- ・満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実
 - ⇒ **居住支援法人と連携した新たな住まい支援の在り方**を検討

基本的な方向性

- 1 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」の実現
- 2 支援の実効性を高めるための相談拠点及び地域の支援連携拠点（ネットワーク）の構築
- 3 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに国・地方公共団体・民間協力者の連携を構築すること。

<具体的施策>

第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

2. 住居の確保等

③ 地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号22】

法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、居住支援法人との連携を強化し（略）更なる連携の方策を検討する。

また（略）住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに（略）入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。

刑務所出所者等の居住支援における関係施策との連携

住宅セーフティネット制度との連携

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（第2条）

① 低額所得者 ② 被災者 ③ 高齢者 ④ 障害者 ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者

⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（第3条）

⑧ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第八十五条第一項（売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する更生緊急保護を受けている者

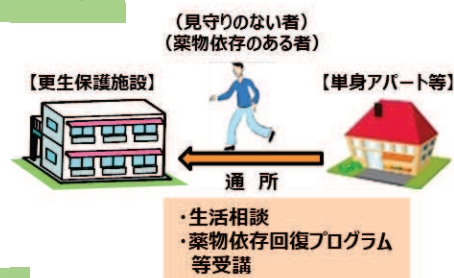
- ・ 「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」への参加（令和2年～）
- ・ 保護観察所等が「居住支援協議会」に参加し、居住支援法人との連携を開始

更生保護施設との連携

◆ 更生保護施設によるフォローアップ事業（平成29年度から）

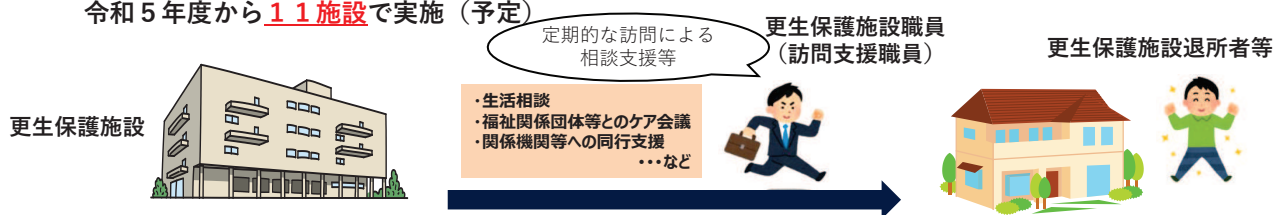
更生保護施設を退所した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、当該**更生保護施設への通所**が可能なものが対象

- 施設職員の面接等による生活相談への対応
- 薬物依存が認められる者に当該施設職員等が薬物依存回復プログラムやグループミーティングを実施



◆ 更生保護施設による訪問支援事業（令和3年度から）

- 更生保護施設に配置された訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問するなど、**継続的な支援**を実施
 - **全国8施設**で実施（埼玉県、東京都、京都府、大阪府、広島県、福岡県、熊本県）
- 令和5年度から **11施設**で実施（予定）



更生保護就労支援事業所との連携

◆ 更生保護就労支援事業

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者（更生保護就労支援事業所）が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行う事業。



更生保護就労支援事業所

- 専門的知識や経験を有する**「就労支援員」**を配置
- 令和4年度現在全国25庁で実施（札幌、盛岡、仙台、福島、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、福岡、熊本、沖縄）
- 令和5年度から新たに**2庁（釧路、松山）**追加し、27庁で実施予定

就職活動支援業務

矯正施設収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務



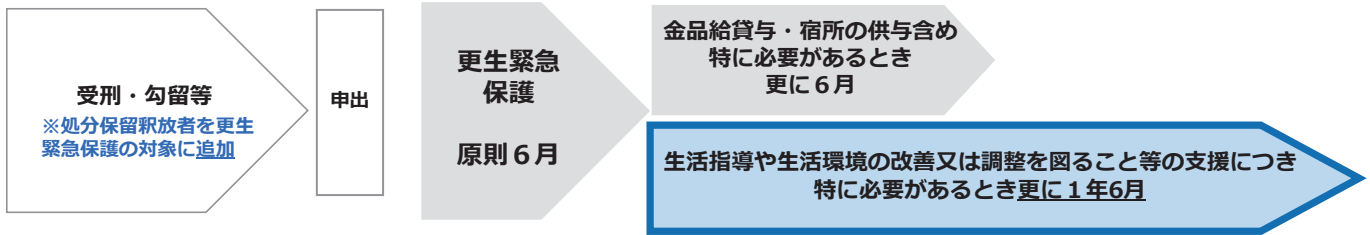
出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 対人関係の向上
- 職務内容の設定
- 良好な勤務態度の醸成など
- 適切な指導方法など

更生保護法の改正について

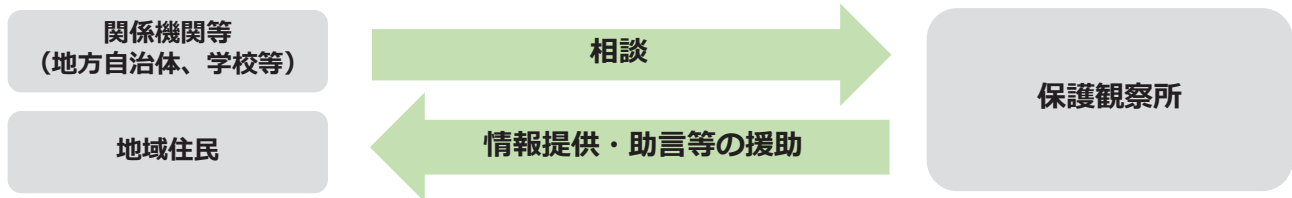
◆【更生保護法の改正】（公布：令和4年6月17日 施行：令和5年中）

◎ **生活環境調整等を行う更生緊急保護の期間を 最長1年→2年に拡大**（本人の申出が必要）

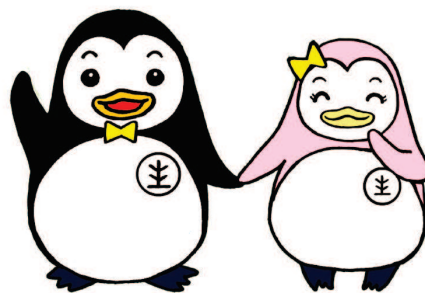


◎ **刑執行終了者等の改善更生等のための情報提供・助言等の援助の創設**

● **地域住民・関係機関等からの相談を受けて援助を実施** [地域援助]



住宅・福祉の関係機関と連携した「刑務所出所者等(住宅確保要配慮者)」の居住支援



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。